

出資法人に関する規定案の解説

【趣旨】

- 本条は、市の予算の適正な執行の観点から、出資法人との関係における市の基本的な姿勢、方針等について明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

(第1項)

- 本項は、市長が出資法人に対し、市に準じた適切な情報公開及び個人情報保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう経営状況について報告を徴するほか、助言その他必要な措置を講ずることを定めたものである。
- 本項における助言その他必要な措置とは、地方自治法第221条第3項及び地方自治法施行令第152条第1項の規定により市が資本金等の2分の1以上を出資している法人に対する予算の執行に関する市長の調査権等のほか、これまで市議会の要請に基づき行ってきた市が資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している法人に対する予算の執行に関する報告の徴取等をいうものである。

(第2項)

- 本項は、地方自治法第243条の3第2項の規定による出資法人の経営状況の報告に当たり、市長は、説明書類を作成し、議会に提出するとともに、市のホームページ等を通じて市民に周知することを定めたものである。
- また、前項の規定による市が資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している法人に対する予算の執行に関する報告の徴取等に基づく当該出資法人の経営状況の報告についても同様に、市長は、説明書類を作成し、議会に提出するとともに、市のホームページ等を通じて市民に周知することを定めたものである。